

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成14年 4 月 11 日

提出者

14番 田 中 節 男

4番 島 崎 義 司

7番 小 林 清 章

11番 古 林 わか子

16番 忠 地 幸 寿

17番 た き 美世子

19番 本 間 まさよ

22番 新 井 くみ子

30番 水 野 学

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

## 武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和 26 年 8 月武蔵野市議会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 章 補則」を「第 16 章 議員の派遣  
第 17 章 補則」に改める。

第 16 章中第 83 条を第 84 条とし、同章を第 17 章とし、第 15 章の次に次の 1 章を加える。

### 第 16 章 議員の派遣

（議員の派遣）

第 83 条 法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。